

- 士の免許を受けた者で、厚生労働大臣が（１）、（２）又は（３）に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの
- 4 試験科目
- （１）学説試験
歯科理工学、歯の解剖学、顎口腔機能学、有床義歯技工学、歯冠修復技工学、矯正歯科技工学、小児歯科技工学及び関係法規
- （２）実地試験
歯科技工実技
- 5 試験方法
学説試験は筆記により、実地試験は実技により行う。
- 6 受験願書の受付期間
平成17年1月11日（火）から同年1月18日（火）までの日（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで
なお、郵送の場合は、同年1月18日（火）の消印のあるものまで有効とする。
- 7 受験願書の提出先
熊本県健康福祉部地域医療推進課
〒862－8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
- 8 提出書類
- （１）受験願書（別記第1号様式）
- （２）受験票（別記第2号様式）
- ア 受験票に必要事項を記入し、所定の位置に写真（縦6センチメートル、横4センチメートルとし、出願前6か月以内に脱帽して正面から上半身を撮影したもので、本人と確認できるもの）を貼り付けること。
- イ 受験番号欄には何も記入しないこと。
- （３）3の（１）又は（２）に該当する者にあつては、卒業証明書又は卒業見込証明書
- （４）3の（３）に該当する者にあつては、歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者であることを証する書類
- （５）3の（４）に該当する者にあつては、外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けたことを証する書類及び厚生労働大臣の認定を受けたことを証する書類
- 9 受験手数料
- （１）受験手数料は、36,000円とする。
- （２）県内居住者は、願書に36,000円に相当する額の熊本県収入証紙を貼り付けること。
- （３）県外居住者は、願書に36,000円の郵便小為替を添付するか、又は現金書留で郵送すること。
- （４）一度納入した受験手数料は、返還しない。
- 10 口頭による個人情報の開示請求
この試験結果の自己に関する個人情報については、次のとおり口頭による開示請求を行うことができる。
- （１）開示を行う期間 合格発表の日から1か月
- （２）開示を行う場所 熊本県健康福祉部地域医療推進課
- （３）開示を行う内容 総合得点及び科目別得点
なお、本人であることを証明するため、受験票を持参する必要がある。
- 11 その他
- （１）受験願書の受付を終わった者には、受験票を交付する。（受験票は試験当日必ず持って来ること。）
- （２）卒業見込証明書を添付して受験願書を提出した者は、平成17年3月14日（月）までに卒業証明書を提出しなければならない。
- （３）試験場内への携帯電話の持込みは認めない。
- （４）合格発表は、平成17年3月22日（火）午後1時に熊本県庁行政棟本館1階ロビーに合格者の受験番号を掲示するとともに、熊本県ホームページに掲載する。
また、合格者には合格証書を送付する。
- （５）試験に関する照会及び受験願書等の請求は、〒862－8570 熊本市水前寺六丁目18番1号熊本県健康福祉部地域医療推進課（電話096－383－1111、内線7045、7046）へ行うこと。
なお、郵便で請求する場合は、A4判の書類が郵送できる封筒の表に、「歯科技工士試験」と朱書きし、140円分の切手を貼ったあて先明記の返信用封筒を同封すること。

熊本県公告第940号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営一武地区土地改良事業（農業用排水施設、農業用道路、区画整理）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に意義申立てをすることができる。

平成16年12月22日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
変更後の県営一武地区土地改良事業（農業用排水施設、農業用道路、区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成16年12月24日から平成17年1月27日まで
- 3 縦覧場所
錦町役場

熊本県公告第941号

県営苓北地区（鴨田工区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地計画を定めたので、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

利害関係人で異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議を申し立てられたい。

平成16年12月22日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧の期間 平成16年12月24日から
平成17年1月27日まで
- 2 縦覧の場所 苓北町役場
- 3 縦覧に供する書類の名称
 - (1) 換地設計書
 - (2) 各筆換地明細書
 - (3) 清算金明細書
 - (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第942号

県営苓北地区（小松2工区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地計画を定めたので、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

利害関係人で異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議を申し立てられたい。

平成16年12月22日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧の期間 平成16年12月24日から
平成17年1月27日まで
- 2 縦覧の場所 苓北町役場
- 3 縦覧に供する書類の名称
 - (1) 換地設計書
 - (2) 各筆換地明細書
 - (3) 清算金明細書
 - (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第943号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定に基づき、土地改良区の清算人の退任の届出があったので、同法第68条第2項において準用する同法第18条第17項の規定により公告する。

平成16年12月22日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 土地改良区の名称
清算法人 平井土地改良区
- 2 退任する清算人画書の写し

氏 名	住 所
井村 長明	荒尾市上井手 1012 番地

熊本県公告第944号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定に基づき、土地改良区の清算人の退任の届出があったので、同法第68条第2項において準用する同法第18条第17項の規定により公告する。

平成16年12月22日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 土地改良区の名称
清算法人 錦郷川土地改良区
- 2 退任する清算人

氏 名	住 所
平野 啓治	上益城郡甲佐町大字世持 467 番地

田代 稔一	上益城郡甲佐町大字南三箇 383 番地
古閑 壽	上益城郡甲佐町大字中山 105 番地
井芹 博史	上益城郡甲佐町大字中山 107 番地
岡崎 康男	上益城郡甲佐町大字世持 336 番地
日隈 誠司	上益城郡甲佐町大字船津 2116 番地
山本 春二	上益城郡甲佐町大字南三箇 333 番地
尾村 雅則	上益城郡甲佐町大字中山 121 番地
林 一人	上益城郡甲佐町大字世持 454 番地
日隈 勇	上益城郡甲佐町大字船津 2116 番地

熊本県公告第 945 号

宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）の規定による行政処分について、同法第 69 条第 1 項及び同条第 2 項において準用する同法第 16 条の 15 第 5 項の規定により、公開の聴聞を次のとおり実施する。

平成 16 年 12 月 22 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 聴聞の日時
平成 17 年 1 月 12 日 午後 2 時
- 2 聴聞の場所
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県庁行政棟本館 8 階 803 会議室
- 3 被聴聞者
商 号 株式会社トヨオカ地建
代表者氏名 代表取締役 豊岡 幸夫
事務所所在地 熊本県八代市海士江町 2867 番地 1
免許証番号 熊本県知事（7）第 2303 号
免許年月日 平成 15 年 2 月 22 日

登 載 依 頼**天草不知火海区漁業調整委員会指示第 123 号**

マダイ資源保護のため、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 67 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成 16 年 12 月 22 日

天草不知火海区漁業調整委員会会長 宮 本 尚 彦

- 1 指示の内容
熊本県宇城市（有明海側を除く。）から熊本県と鹿児島県との境に至る地先海面並びに上天草市、本渡市、牛深市及び熊本県天草郡の地先海面において、全長 15 センチメートル以下のマダイを採捕してはならない。
- 2 指示の有効期間
平成 17 年 2 月 1 日から平成 18 年 1 月 31 日までとする。

